

令和7年第3回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第2号	専決処分事項の承認について	1
2	報告第3号	専決処分事項の承認について	23
3	報告第4号	専決処分事項の承認について	28
4	第59号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	33
5	第60号議案	吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39
6	第61号議案	吉川市税条例の一部を改正する条例	44
7	第62号議案	吉川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	54
8	第63号議案	財産の取得について	56
9	第64号議案	工事請負契約の締結について	57
10	第65号議案	工事請負契約の締結について	58
11	第66号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	59
12	第67号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	60
13	第68号議案	吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約の締結について	61
14	第69号議案	市道の路線廃止及び認定について	62
15	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	63

報告第2号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）を改正する必要があるため、令和7年3月31日に吉川市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

吉川市長

吉川市条例第23号

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項号細目」という。）が存在する場合には、当該移動項号細目を当該移動後項号細目とし、移動後項号細目に対応する移動項号細目が存在しない場合には、当該移動後項号細目（以下「追加項号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示並びに追加項号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内

に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

2 略

に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

2 略

<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額^{あん}の按分の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額^{あん}の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額^{あん}の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合におい</p>	<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額^{あん}の按分の申出)</p> <p>第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額^{あん}の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額^{あん}の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合におい</p>
---	---

て、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

3及び4 略

て、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

3及び4 略

<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号又は法人番号</u>（<u>個人番号又は法人番号</u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所<u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第74条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住所<u>又は事務所若しく</u></p>
---	--

<p>び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（被災住宅用地の申告）</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を</p>	<p><u>は事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所<u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>（被災住宅用地の申告）</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は</p>
---	--

<p>有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リッ</p>	<p>法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リッ</p>
--	---

<p>トルを超えるもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び<u>個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)</u> 又は法人番号 <u>(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u> (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつて</u></p>	<p>トルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p>
--	---

<p>は、<u>原動機の総排気量及び最高出力</u>)</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障がい者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障がい者等若しくは身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等</u>（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報</p>	<p>(6)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障がい者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障がい者等又は</u>身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項</p>
---	--

<p><u>(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、<u>住所及び個人番号</u> (個人番号を有しない者にあつては、<u>氏名及び住所</u>)並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)</u>の番号、<u>運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>
--	---

<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u> (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</u></p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所 <u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び法人番号 (法人番号を有しない者にあつては、住所 <u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u> 及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつて</p>
---	---

<p>に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>14及び15 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受</p>	<p>は、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>14及び15 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受</p>
--	--

<p>けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を</p>	<p>けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は</p>
---	---

<p>有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業</p>
---	---

<p>(2)及び(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名</p>	<p><u>所の所在地及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない</p>
--	---

<p>称)</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>11～13 略</p> <p><u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、</u></p>	<p>者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所<u>又は事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>11～13 略</p>
---	--

<p>前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p>（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）</p> <p>第13条の4 略</p> <p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p>	<p><u>14</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p>（宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等）</p> <p>第13条の4 略</p> <p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してなければならない。</p>
--	---

<p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>(1) 所有者の住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は<u>事務所若しくは事業所の所在地</u>及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>
---	---

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) 略

2 略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項に記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2)～(4) 略

2 略

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の^{あん}按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項に記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の

<p>(2)～(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>4 略</p>
-----------------------------	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第10項から第13項まで及び第10条の3第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）を改正する必要があるため、令和7年3月31日に吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

吉川市長

吉川市条例第24号

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 略	1～3 略
（法附則第15条第 <u>3.6項</u> の条例で定める割合）	（法附則第15条第 <u>3.7項</u> の条例で定める割合）
4 法附則第15条第 <u>3.6項</u> に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第 <u>3.7項</u> に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
（法附則第15条第 <u>3.7項</u> の条例で定める割合）	（法附則第15条第 <u>3.8項</u> の条例で定める割合）
5 法附則第15条第 <u>3.7項</u> に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	5 法附則第15条第 <u>3.8項</u> に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
（法附則第15条第 <u>4.1項</u> の条例で定める割合）	（法附則第15条第 <u>4.2項</u> の条例で定める割合）

<p>6 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>6 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>
---	---

<p>(2)～(6) 略</p> <p>8～18 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>20 略</p>	<p>(2)～(6) 略</p> <p>8～18 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>20 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吉川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日に吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和7年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

吉川市長

吉川市条例第25号

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>660,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>660,000円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>650,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>650,000円</u> とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>260,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>260,000円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>240,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>240,000円</u> とする。
4 略	4 略

<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保

険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第59号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号等とし、移動後項号等に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利用定員)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）第31条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第49条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第34条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第49条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第36条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）第31条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第49条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第34条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第49条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第36条に規定する小規模保育事業C型を</p>

<p>3条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第49条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>(次項において「保育内容支援」という。)</u> <u>を実施すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供</p>	<p>いう。附則第3条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第49条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 <u>を行うこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供</p>
---	---

の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

<p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>る。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 略</p>
---	--

<p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第49条第1項</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第49条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、連携施設に関する経

過措置を延長するとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第60号議案

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下「移動後項号等」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項号等とし、移動後項号等に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項号等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(家庭的保育事業所等の一般原則)</p> <p>第7条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第9条第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第17条第3項並びに<u>第23条第1項第2号</u>において同じ。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合し、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合した建築物であるとともに、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(家庭的保育事業所等の一般原則)</p> <p>第7条 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第9条第2項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第17条第3項並びに<u>第23条第2号</u>において同じ。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第1項の地震に対する安全性に係る基準に適合し、かつ、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合した建築物であるとともに、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 略</p>

<p>(保育所等との連携)</p> <p>第23条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「<u>保育内容支援</u>」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第45条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第23条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第45条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において教育又は保育を提供すること。</p>
---	---

<p>であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第30条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>	<p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>
--	--

<p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保</p>	<p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第30条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保</p>
---	---

<p>が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第23条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第23条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、連携施設に関する経過措置を延長するとともに、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第61号議案

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合は当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を吉川市公告式条例（昭和30年吉川町条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、吉川市公告式条例（昭和30年吉川町条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則</u>（昭和29年総</p>

<p>する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなけれ</p>	<p><u>理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u></p> <p>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなけれ</p>
---	--

ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条

ばならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第

<p>の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)の項に掲げる者を除く。）については、この限りではない。</p> <p>2～9 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養</p>	<p>1項の表の上欄の(2)の項に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～9 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養</p>
---	--

<p>親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市</p>	<p>親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
---	--

<p>長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第9</u> <u>2条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡</u> <u>し若しくは消費等(次項において「売渡し等」</u> <u>という。)が行われた加熱式たばこ(第92条</u> <u>第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93</u> <u>条の2の規定により製造たばことみなされるも</u> <u>のを含む。以下この条において同じ。)に係る</u> <u>第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第</u> <u>3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号</u> <u>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法に</u> <u>より換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに</u> <u>掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項</u> <u>において同じ。)の本数によるものとする。</u></p> <p>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規 定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

一部としたものを紙その他これに類する材料
のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこ
を原料の全部又は一部としたものを施行規則
附則第8条の4の2に規定するところにより
直接加熱することによって喫煙の用に供され
るものに限る。） 当該加熱式たばこの重量
（フィルターその他の施行規則附則第8条の
4の3に規定するものに係る部分の重量を除
く。以下この項から第3項までにおいて同
じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこ
の1本に換算する方法。ただし、当該加熱式
たばこの1本当たりの重量が0.35グラム
未満である場合にあっては、当該加熱式たば
この1本をもって紙巻たばこの1本に換算す
る方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当
該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもっ
て紙巻たばこの1本に換算する方法。ただ
し、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当
たりの重量が4グラム未満である場合にあつて
は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をも
って紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第
1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同
項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以
外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する
場合における計算は、売渡し等が行われた加熱
式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該
加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重

<p><u>量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>	
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する

法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の吉川市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、

又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、吉川市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 吉川市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、公示送達デジタル化、個人市民税における特定親族特別控除の創設及び市たばこ税における加熱式たばこの本数換算方法の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第62号議案

吉川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

吉川市老人福祉センター条例（昭和54年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後号に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第4条 センターの休業日は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年1月4日まで</u></p> <p>2 略</p>	<p>(休業日)</p> <p>第4条 センターの休業日は、<u>12月28日から翌年1月4日まで</u>とする。</p> <p>2 略</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 センターの休日は、1月2日から同月4日までの日及び12月28日から同月31日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を選定することができる。</u></p> <p><u>3 センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者が特に必要</u></p>

	<u>があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。</u>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

老人福祉センターの休業日に日曜日を追加するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第63号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 取得する財産 大型エンジンポンプ車
- 2 納入場所 下河岸ポンプ場
- 3 納期限 令和8年3月31日
- 4 取得金額 53,790,000円
- 5 契約の相手方 住 所 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番4号
氏名又は名称 荏原実業株式会社関東支社
代表者職氏名 支社長 柳本将道

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

水防用備品として大型エンジンポンプ車を取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第64号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池修景工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 請負金額 168,850,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市南区関1丁目13番13号
氏名又は名称 シン建工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区1号調整池修景工事（その2）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第65号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 中曽根小学校体育館長寿命化改修工事（建築）
- 2 工事場所 吉川市中曽根二丁目4番地
- 3 工 期 契約締結日から令和8年3月20日まで
- 4 請負金額 200,750,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県越谷市御殿町2番11号
氏名又は名称 高元建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 高橋和彦

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

中曽根小学校体育館長寿命化改修工事（建築）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第66号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その11）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 契約締結日から令和7年7月31日まで
変更後 契約締結日から令和7年9月30日まで
- 4 請負金額 変更前 149,710,000円
変更後 164,868,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
氏名又は名称 株式会社内田緑化興業
代表者職氏名 代表取締役 殿井正仁

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和6年9月18日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その11）の請負契約について、道路整備に伴う土工事及び使用収益開始に伴う施設の追加により、工期及び請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第67号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その12）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 契約締結日から令和7年7月31日まで
変更後 契約締結日から令和7年9月30日まで
- 4 請負金額 変更前 167,200,000円
変更後 187,484,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
氏名又は名称 株式会社内田緑化興業
代表者職氏名 代表取締役 殿井正仁

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和6年9月18日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その12）の請負契約について、道路整備に伴う土工事及び使用収益開始に伴う施設の追加により、工期及び請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第68号議案

吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約の締結について

次のとおり吉川市学校給食センター整備運営事業契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 吉川市学校給食センター整備運営事業 |
| 2 事業場所 | 吉川市大字川藤字前新田3265番1 外3筆 |
| 3 事業期間 | 本契約の日から令和13年3月31日まで |
| 4 事業内容 | 施設的设计、建設、維持管理及び運営 |
| 5 契約金額 | 変更前 6,839,727,694円
変更後 6,875,959,694円 |
| 6 契約の相手方 | 住 所 埼玉県吉川市大字小松川621番地2
氏名又は名称 株式会社吉川スクールランチサービス
代表者職氏名 代表取締役 岩東光男 |

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成26年6月11日付けで効力が発生した吉川市学校給食センター整備運営事業契約について、学校給食センターの照明器具のLED化に伴うサービス対価の改定を行うため、契約金額の変更をしたいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、この案を提出するものである。

第69号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起点	終点
3-445	中井三丁目224番地先	中井三丁目237番地先

2 路線認定

路線名	起点	終点
3-445	中井三丁目224番1地先	中井三丁目232番地先

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

中井三丁目地内の開発に伴い起点及び終点が変更となる路線の廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山本修史

生年月日 ○○○○○○○○

令和7年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の山崎秀晃氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、その後任者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 山本修史

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成23年 6月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成28年 5月から

埼玉県行政書士会社会貢献部部長

現在に至る

平成29年 7月から

社会福祉法人彩凜会評議員

現在に至る

令和 3年 5月から

埼玉県行政書士会吉川支部支部長

現在に至る

令和 3年 7月から

日本行政書士会連合法教育推進委員会委員

現在に至る

令和 4年12月から

○○○○○○○○○

現在に至る

令和 6年11月から

吉川市商工対策審議会委員

現在に至る

令和 7年 3月から

吉川市社会福祉協議会監査役

現在に至る